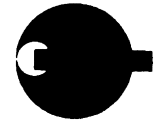


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○救急病院の申出の撤回(医務課)	一	の縦覧(都市計画課)	二
○救急病院の認定(医務課)	一	(公) 告	二
○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	一	○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定(障害福祉課)	二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
○右 同	二		
○都市計画の変更に係る図書の写し	二		

告 示

奈良県告示第二百七十五号
次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。
平成十九年十一月十三日
奈良県知事 荒井正吾

名称	奈良公園中央病院
所在地	奈良市今小路町二番地
申出撤回日	平成十九年十一月十六日

奈良県告示第二百七十六号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。
平成十九年十一月十三日
奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
奈良西部病院	奈良市三権町二四三一	平成二十二年十一月十六日

奈良県告示第二百七十七号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月十三日
奈良県知事 荒井正吾

区 間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
一 道路の種類 一般国道				
二 路線名 三百六十八号				
三 道路の区域				

宇陀郡御杖村神末五三三五番 八先から	前	の前後別
	A	メートル
宇陀郡御杖村神末五三四六番 一先(三重県境)まで	前	メートル
	A	メートル
後	B	
	A	
	B	

奈良県告示第二百七十八号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
平成十九年十一月十三日
奈良県知事 荒井正吾

四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
供用開始年月日
平成十九年十一月十四日

一 区域の名称
下市(ヲ)地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
所在地及び標柱番号

吉野郡下市町大字市一九四一 一号
 〃 一九五〇番一 二号
 〃 一九一〇番一 三号
 〃 一九二番 四号
 〃 一九一〇番二 五号

奈良県告示第二百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十九年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

下市(ワ) 地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号
 を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡下市町大字市一九五三番 一号から三号まで及び七号

〃 一九六六番 四号

〃 二〇六九番一〇 五号

〃 一九六五番 六号

奈良県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百五号）第二十一条第二項において準用する同法第二
 十条第一項の規定に基づき、御所市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の
 写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項
 の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第三十二条
 第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとお
 り指定しました。

平成十九年十一月十三日

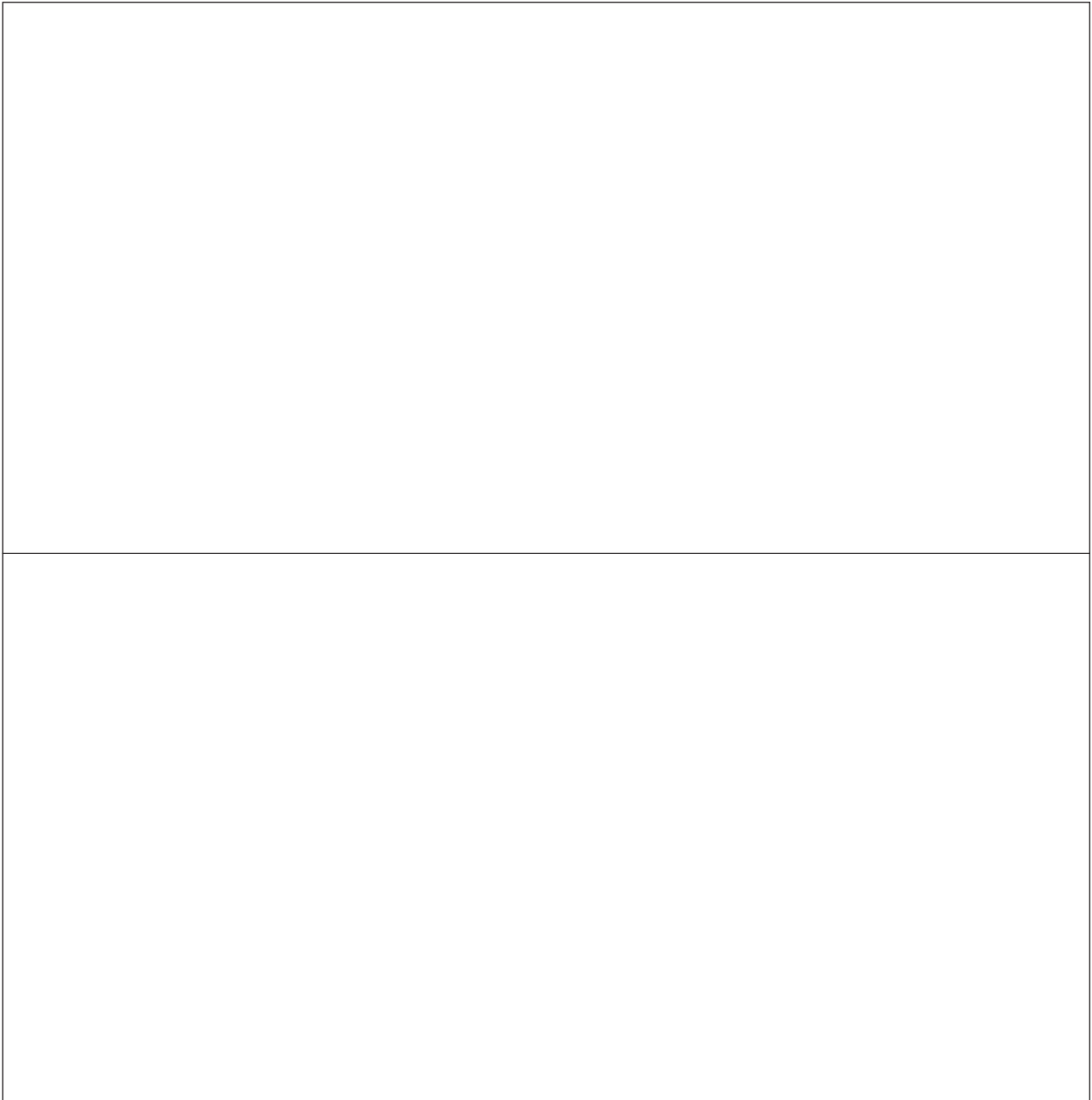
奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は相談 支援事業者 の別	指定年月 日
財団法人信 貴山病院	生駒郡三郷町勢 野北四一三	ハートラン ドケア奈良 センター	奈良市白鷺寺 町八三五一 大和紀寺ビ ル二階	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日
財団法人信 貴山病院	生駒郡三郷町勢 野北四一三	ハートラン ドケア奈良 センター	大和高田市西 町二八六一二 吉田ビル二 階	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日
財団法人信 貴山病院	生駒郡三郷町勢 野北四一三	ハートラン ドケア奈良 センター	大和高田市西 町二八六一二 吉田ビル二 階	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日

財団法人信 貴山病院	生駒郡三郷町勢 野北四一三	ハートラン ドケアよし の桜ケアセ ンター	吉野郡大淀町 越部一六一九 グランパー クスヨシノ一 階	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日
財団法人信 貴山病院	生駒郡三郷町勢 野北四一三	ハートラン ドケアはい ばらケアセ ンター	宇陀市榛原区 萩原一四一九 一三 小西 ビル三階	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日
社会福祉法 人権原市手 をつなぐ育 成会	橿原市小房町一 一（橿原 市中央公民館内 ）	デイケアセ ンターかし はら	橿原市小房町 一一一（ 橿原市中央公 民館内）	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日
社会福祉法 人権原市手 をつなぐ育 成会	橿原市小房町一 一（橿原 市中央公民館内 ）	生活支援セ ンターかし はら	橿原市小房町 一一一（ 橿原市中央公 民館内）	相談支援	平成十九 年十一月 一日
有限会社ほ えみ	高市郡高取町下 子島三五〇	有限会社ほ えみ	高市郡高取町 下子島三五〇	相談支援	平成十九 年十一月 一日
株式会社だ んだん	北葛城郡上牧町 服部台四一七	だんだん指 定居宅介護 事業所	北葛城郡上牧 町服部台四一 七	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日
株式会社だ んだん	北葛城郡上牧町 服部台四一七	だんだん指 定居宅介護 事業所	北葛城郡上牧 町服部台四一 七	居宅介護 重度訪問介 護	平成十九 年十一月 一日

<p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六条第三項の規定により、開発行為に 関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十九年十一月十三日</p> <p>奈良県知事 荒井正吾</p> <p>一 許可番号 平成十九年五月三十日第八〇一二号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月五日第六八〇九号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒市西白庭台二丁目二番地ノ一、二番地ノ二、二番地ノ三、二番地ノ四、 二番地ノ五及び二番地ノ六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号 近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林哲也</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月五日第八〇一〇六号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月五日第六八〇一〇号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月五日第四二六二号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 桜井市大字太田一〇二番地ノ二、一〇二番地ノ五、一〇二番地ノ六、一〇三番地ノ 一、一〇三番地ノ二、一〇四番地ノ一、一〇四番地ノ二、一〇五番地ノ四、一〇六番 地ノ三及び一〇七番地ノ一の各一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 桜井市大字芝一〇二九番地ノ一 三幸商事株式会社 代表取締役 松浦眞佐人</p>	<p>五 公共施設の種類の位置及び区域 道路 桜井市大字太田一〇二番地ノ二、一〇二番地ノ五、一〇二番地ノ六、一〇三 番地ノ一、一〇三番地ノ二、一〇四番地ノ一、一〇四番地ノ二及び一〇五番地ノ四の 各一部 下水道 桜井市大字太田一〇三番地ノ一、一〇三番地ノ二、一〇四番地ノ一、一〇 四番地ノ二の各一部</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月五日第八〇一〇七号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月五日第六八二二号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月五日第四二六三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 桜井市大字太田一〇二番地ノ一の一部、一〇二番地ノ二の一部、一〇二番地ノ三の 一部、一〇二番地ノ四、一〇二番地ノ七の一部、一〇二番地ノ九の一部及び一〇番 地ノ一〇の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 桜井市大字芝一〇二九番地ノ一 三幸商事株式会社 代表取締役 松浦眞佐人</p> <p>五 公共施設の種類の位置及び区域 道路 桜井市大字太田一〇二番地ノ一、一〇二番地ノ二、一〇二番地ノ三、一〇二 番地ノ七、一〇二番地ノ九及び一〇二番地ノ一〇の各一部 下水道 桜井市大字太田一〇二番地ノ一、一〇二番地ノ二、一〇二番地ノ三及び一 〇二番地ノ九の各一部 水路 桜井市大字太田一〇二番地ノ一〇の一部</p> <p>~~~~~</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月六日第八〇一二〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月五日第六八〇八号</p>	<p>三 開発区域に含まれる地域 五條市今井一丁目二三番地ノ一、二三番地ノ一、二三番地ノ三、三四番地 ノ一及び三四番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 五條市須恵一丁目八番一五号 株式会社藤井孝治商店 代表取締役 藤井進人</p>
---	--	---

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。